

公 告

常総市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成17年水海道市条例第12号）第2条の規定に基づき、常総市社会体育施設の指定管理者を次のとおり公募する。

令和6年7月19日

常総市教育委員会

教育長 岡野克己



1 施設の概要

指定管理者に管理を行わせる公の施設は次のとおりとし、その詳細は常総市社会体育施設指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）及び常総市社会体育施設指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）に記載のとおりとする。

- (1) 水海道総合体育館
- (2) きぬテニスコート
- (3) きぬ温水プール
- (4) 水海道球場
- (5) きぬサブグラウンド
- (6) 原山球場
- (7) 石下総合体育館
- (8) 石下テニスコート
- (9) 石下球場
- (10) 石下多目的広場
- (11) 豊田球場
- (12) 豊田サブグラウンド
- (13) 吉野サン・ビレッジ サッカー場
- (14) 吉野サン・ビレッジ テニスコート
- (15) 吉野サン・ビレッジ テニス練習場

2 申請資格

指定管理者の指定を受けようとする者は、募集要項に掲げる要件を全て満たす者とする。

3 申請書類及び申請期間等

(1) 申請書類

指定管理者の指定を受けようとする者は、常総市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年水海道市規則第17号）で定める常総市指定管理者指定申請書に募集要項及び提出書類一覧に掲げる書類を添付して申請しなければならない。

(2) 申請期間等

前号に規定する申請の期間等は、次のとおりとする。

ア 申請期間 令和6年8月26日午前8時30分から令和6年9月6日午後5時まで

イ 申請先 常総市教育委員会生涯学習課スポーツコミッション室

ウ 提出方法 持参に限る。

4 選定基準

募集要項に記載のとおりとする。

5 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

募集要項及び仕様書に記載のとおりとする。

6 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

7 その他

前各項に定めるもののほか詳細は、募集要項及び仕様書に記載のとおりとする。

8 連絡先

常総市教育委員会生涯学習課スポーツコミッション室

300-2793

茨城県常総市新石下4310番地1

電話番号 0297-44-7657

電子メール sports@city.joso.lg.jp